

○盛岡市災害対策本部規程

昭和52年 3 月16日災害対策本部訓令第 1 号

改正

昭和53年 9 月 1 日災害対策本部訓令第 1 号

昭和53年10月12日災害対策本部訓令第 2 号

昭和55年 2 月 1 日災害対策本部訓令第 1 号

昭和56年 8 月 1 日災害対策本部訓令第 1 号

昭和57年 7 月 6 日災害対策本部訓令第 1 号

平成 4 年12月10日災害対策本部訓令第 1 号

平成 5 年12月21日災害対策本部訓令第 1 号

平成 7 年 3 月30日災害対策本部訓令第 1 号

平成 8 年 3 月29日災害対策本部訓令第 1 号

平成 9 年 6 月30日災害対策本部訓令第 1 号

平成10年 6 月 8 日災害対策本部訓令第 1 号

平成11年 6 月29日災害対策本部訓令第 1 号

平成12年 4 月20日災害対策本部訓令第 1 号

平成13年 3 月30日災害対策本部訓令第 1 号

平成14年 3 月29日災害対策本部訓令第 1 号

平成15年 3 月26日災害対策本部訓令第 1 号

平成15年11月18日災害対策本部訓令第 3 号

平成16年 3 月31日災害対策本部訓令第 1 号

平成17年 4 月22日災害対策本部訓令第 1 号

平成18年 1 月 6 日災害対策本部訓令第 1 号

平成18年 3 月31日災害対策本部訓令第 2 号

平成19年 3 月30日災害対策本部訓令第 1 号

平成20年 4 月21日災害対策本部訓令第 1 号

平成21年 3 月30日災害対策本部訓令第 1 号

平成22年 4 月 1 日災害対策本部訓令第 1 号

平成23年 4 月 1 日災害対策本部訓令第 1 号

平成23年 4 月27日災害対策本部訓令第 2 号

平成24年 4 月 1 日災害対策本部訓令第 1 号

平成24年 7 月 9 日災害対策本部訓令第 3 号

平成25年 4 月 1 日災害対策本部訓令第 1 号

平成26年 3 月31日災害対策本部訓令第 1 号

平成27年3月27日災害対策本部訓令第1号
平成28年7月29日災害対策本部訓令第1号
平成29年4月13日災害対策本部訓令第1号
平成30年3月30日災害対策本部訓令第1号
平成31年4月1日災害対策本部訓令第1号
令和元年10月1日災害対策本部訓令第2号
令和2年1月31日災害対策本部訓令第1号
令和2年4月1日災害対策本部訓令第2号
令和3年4月1日災害対策本部訓令第1号
令和4年4月1日災害対策本部訓令第1号
令和4年4月1日災害対策本部訓令第2号
令和5年4月1日災害対策本部訓令第1号
令和6年4月1日災害対策本部訓令第1号

盛岡市災害対策本部規程

盛岡市災害対策本部規程（昭和39年災害対策本部訓令第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、盛岡市災害対策本部条例（昭和37年条例第41号）第5条の規定に基づき、盛岡市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（災害対策副本部長、災害対策本部員等）

第2条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長及び危機管理統括監をもつて充てる。

2 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、市長部局の公室長、部長、消防防災監、保健衛生監、玉山総合事務所長、会計管理者、上下水道部長、市立病院事務局長、教育長、教育部長、監査委員事務局長、総務部長が指定する総務部次長及び副消防防災監をもつて充てる。

3 災害対策本部長（以下「本部長」という。）に事故があるときは、副本部長が、本部長があらかじめ定める順序によりその職務を代理する。

4 本部長及び副本部長に共に事故があるときは、総務部長の職にある本部員が本部長の職務を代理する。

（本部の位置）

第3条 本部は、盛岡市役所内に置く。

（本部員会議）

第4条 本部長は、災害予防及び災害応急対策に係る協議決定及びその実施を図るため必要があるときは、本部員会議を開催する。

- 2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- 3 本部員会議は、公開しない。ただし、本部長は、相当と認める者の傍聴を許すことがある。
(事務局)

第5条 本部に事務局を置く。

- 2 事務局は、事務局長、副事務局長及び事務局員をもって組織する。
- 3 事務局長は、総務部長をもって充て、事務局の所掌事務を統括する。
- 4 副事務局長は、総務部長が指定する総務部次長をもって充て、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときはその職務を代理する。
- 5 事務局員は、危機管理防災課の職員及び事務局長が指定する職員をもって充て、上司の命を受け、所管事務を処理する。
- 6 事務局の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 本部員会議の運営に関すること。
 - (2) 本部の事務の総合調整に関すること。
 - (3) 防災関係機関との連絡調整に関すること。
 - (4) 災害情報等の整理及び分析に関すること。
 - (5) 災害応急対策の立案及び進捗管理に関すること。
 - (6) 災害広報及び報道機関との連絡調整に関すること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、事務局の処務に関すること。

(本部連絡員)

第6条 本部に本部連絡員を置き、次条第2項に規定する部長が部内の職員のうちから指名する。

- 2 本部連絡員は、本部長の命令の伝達に当たるほか、次条第1項に規定する部相互間の連絡及び情報収集の事務を担当する。

(部、部長及び副部長)

第7条 本部に別表第1の左欄に掲げる部を置く。

- 2 部に部長を置き、別表第1の中欄に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 部に副部長を置き、別表第1の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(課及び課長)

第8条 部に別表第2の中欄に掲げる課を置く。

- 2 課に課長を置き、別表第2の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 課長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所管事務を掌理する。

(部及び課の分掌事務)

第9条 部及び課の分掌事務は、別表第3のとおりとする。

(部の運営)

第10条 この訓令及び別に定めるもののほか、部の運営について必要な事項は、当該部の部長が定める。

(組織の特例)

第11条 臨時の事務及びこの訓令で定める組織により処理することが不適当な事務については、第2条及び第7条から前条までの規定にかかわらず、別に部、課若しくは職員を指定し、又は臨時に部、課その他の組織を設けて、これを処理することができる。

(配備体制)

第12条 災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合の本部の配備体制は、別に定める。

(本部の廃止)

第13条 本部は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき又は災害発生後における応急対策措置がおおむね完了したと認められるときに市長が廃止する。

(補則)

第14条 本部長は、災害応急対策の実施に当たり必要があると認めるときは、職員を他部又は他課の事務に従事させることがある。

第15条 この訓令に定めるもののほか、本部の活動その他に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、昭和52年3月16日から施行する。

附 則 (昭和53年災本訓令第1号)

この訓令は、昭和53年9月1日から施行する。

附 則 (昭和53年災本訓令第2号)

この訓令は、昭和53年10月12日から施行する。

附 則 (昭和55年災本訓令第1号)

この訓令は、昭和55年2月1日から施行する。

附 則 (昭和56年災本訓令第1号)

この訓令は、昭和56年8月1日から施行する。

附 則 (昭和57年災本訓令第1号)

この訓令は、昭和57年7月6日から施行する。

附 則 (平成4年災本訓令第1号)

この訓令は、平成4年12月10日から施行する。

附 則 (平成5年災本訓令第1号)

この訓令は、平成5年12月21日から施行する。

附 則 (平成7年災本訓令第1号)

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成 8 年災本訓令第 1 号）

この訓令は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年災本訓令第 1 号）

この訓令は、平成 9 年 6 月 30 日から施行する。

附 則（平成10年災本訓令第 1 号）

この訓令は、平成10年 6 月 8 日から施行する。

附 則（平成11年災本訓令第 1 号）

この訓令は、平成11年 6 月 29 日から施行する。

附 則（平成12年災本訓令第 1 号）

この訓令は、平成12年 4 月 20 日から施行する。

附 則（平成13年災本訓令第 1 号）

この訓令は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成14年災本訓令第 1 号）

この訓令は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成15年災本訓令第 1 号）

この訓令は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成15年災本訓令第 3 号）

この訓令は、平成15年11月18日から施行する。

附 則（平成16年災本訓令第 1 号）

この訓令は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年災本訓令第 1 号）

この訓令は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年災本訓令第 1 号）

この訓令は、平成18年 1 月 10 日から施行する。

附 則（平成18年災本訓令第 2 号）

この訓令は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年災本訓令第 1 号）

この訓令は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年災本訓令第 1 号）

この訓令は、平成20年 4 月 21 日から施行する。

附 則（平成21年災本訓令第 1 号）

この訓令は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年災本訓令第 1 号）

この訓令は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年災本訓令第1号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年災本訓令第2号）

- 1 この訓令は、平成23年4月27日から施行する。
- 2 盛岡市災害対策本部活動要領（昭和41年災害対策本部訓令第2号）の一部を次のように改正する。

附 則（平成24年災本訓令第1号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年災本訓令第3号）

この訓令は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年災本訓令第1号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年災本訓令第1号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年災本訓令第1号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年災本訓令第1号）

この訓令は、平成28年8月1日から施行する。

附 則（平成29年災本訓令第1号）

この訓令は、平成29年4月13日から施行する。

附 則（平成30年災本訓令第1号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年災本訓令第1号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年災本訓令第2号）

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年災本訓令第1号）

この訓令は、令和2年2月1日から施行する。

附 則（令和2年災本訓令第2号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年災本訓令第1号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年災本訓令第2号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和５年災本訓令第１号）

この訓令は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和６年災本訓令第１号）

この訓令は、令和６年４月１日から施行する。

別表第１（第７条関係）

部	部長に充てる職	副部長に充てる職
市長公室部	市長公室長	市長公室次長
総務部	総務部長	消防防災監、総務部長が指定する総務部次長及び消防防災監が指定する副消防防災監
財政部	財政部長	財政部次長
市民部	市民部長	市民部次長及び都南総合支所長
交流推進部	交流推進部長	交流推進部次長
環境部	環境部長	環境部次長
保健福祉部	保健福祉部長	保健衛生監、保健所長、保健福祉部次長及び保健所次長
子ども未来部	子ども未来部長	子ども未来部次長
商工労働部	商工労働部長	商工労働部次長
農林部	農林部長	農林部次長、中央卸売市場長及び農業委員会事務局長
建設部	建設部長	建設部次長
都市整備部	都市整備部長	都市整備部次長
玉山総合事務所部	玉山総合事務所長	総務課長（玉山総合事務所総務課長をいう。）
出納部	会計管理者	
上下水道部	上下水道部長	上下水道部長が指定する上下水道部次長
医療部	市立病院事務局長	市立病院事務局次長
教育部	教育長	教育部長及び教育部長が指定する教育次長
応援部	監査委員事務局長	議会事務局長及び監査委員事務局監査課長

別表第２（第８条関係）

部	課	課長に充てる職
市長公室部	企画調整課	企画調整課長
	広聴広報課	広聴広報課長

	秘書課 東京事務所課	秘書課長 東京事務所長
総務部	総務課 情報企画課 危機管理防災課 職員課 管財課	総務課長（総務部総務課長をいう。） 情報企画課長 危機管理防災課長 職員課長 管財課長
財政部	財政課 契約検査課 資産経営課 市民税課 資産税課 納税課	財政課長 契約検査課長 資産経営課長 市民税課長 資産税課長 納税課長
市民部	市民協働推進課 くらしの安全課 市民登録課 健康保険課 医療助成年金課 都南総合支所課	市民協働推進課長 くらしの安全課長 市民登録課長 健康保険課長 医療助成年金課長 都南総合支所支所長補佐
交流推進部	文化国際課 スポーツ推進課 観光課	文化国際課長 スポーツ推進課長 観光課長
環境部	環境企画課 廃棄物対策課 資源循環推進課 クリーンセンター課	環境企画課長 廃棄物対策課長 資源循環推進課長 クリーンセンター所長
保健福祉部	地域福祉課 障がい福祉課 長寿社会課 介護保険課 生活福祉第一課 生活福祉第二課	地域福祉課長 障がい福祉課長 長寿社会課長 介護保険課長 生活福祉第一課長 生活福祉第二課長

	企画総務課 健康増進課 指導予防課 生活衛生課	企画総務課長 健康増進課長 指導予防課長 生活衛生課長
子ども未来部	子ども青少年課 子育てあんしん課 母子健康課 こども家庭センター	子ども青少年課長 子育てあんしん課長 母子健康課長 こども家庭センター所長
商工労働部	経済企画課 ものづくり推進課	経済企画課長 ものづくり推進課長
農林部	農政課 林政課 業務課 農業委員課	農政課長 林政課長 業務課長 農業委員会事務局長
建設部	道路管理課 交通政策課 道路建設課 河川課 用地課 建築住宅課	道路管理課長 交通政策課長 道路建設課長 河川課長 用地課長 建築住宅課長
都市整備部	都市計画課 景観政策課 公園みどり課 建築指導課 盛岡南整備課 市街地整備課	都市計画課長 景観政策課長 公園みどり課長 建築指導課長 盛岡南整備課長 市街地整備課長
玉山総合事務所部	総務課 税務住民課 健康福祉課 産業振興課 建設課	総務課長（玉山総合事務所総務課長をいう。） 税務住民課長 健康福祉課長 産業振興課長 建設課長
出納部	会計課	会計課長

上下水道部	総務課 経営企画課 給排水課 水道建設課 水道維持課 浄水課 下水道整備課 下水道施設管理課 玉山事務所課	総務課長（上下水道部総務課長をいう。） 経営企画課長 給排水課長 水道建設課長 水道維持課長 浄水課長 下水道整備課長 下水道施設管理課長 玉山事務所長
医療部	総務課 医事課	総務課長（市立病院事務局総務課長をいう。） 医事課長
教育部	総務課 学務教職員課 学校教育課 生涯学習課 歴史文化課	総務課長（教育委員会事務局総務課長をいう。） 学務教職員課長 学校教育課長 生涯学習課長 歴史文化課長
応援部	議事総務課 選挙管理委員課 監査課	議会事務局議事総務課長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局監査課長

別表第3（第9条関係）

（1）市長公室部

課	分掌事務
企画調整課	(1) 部内各課の連絡調整に関すること。 (2) 生活福祉第一課及び生活福祉第二課に対する応援（応急仮設住宅の入居者の調査に関するものに限る。）に関すること。 (3) 他課に対する応援に関すること。
広聴広報課	(1) 災害写真の撮影記録に関すること。 (2) 市民相談の総合窓口に関すること。 (3) 危機管理防災課に対する応援（本部の設置及び運営に関するものに限る。）に関すること。
秘書課	本部長及び副本部長の秘書に関すること。

東京事務所課	関係機関との連絡調整に関する事。
--------	------------------

(2) 総務部

課	分掌事務
総務課	(1) 文書の收受及び発送に関する事。 (2) 部内各課の被害の調査の取りまとめ及び報告に関する事。 (3) 部内各課の連絡調整に関する事。 (4) 危機管理防災課に対する応援（本部の設置及び運営に関するものに限る。）に関する事。
情報企画課	(1) 電子計算組織の運用その他の管理の総括に関する事。 (2) 危機管理防災課に対する応援（本部の設置及び運営に関するものに限る。）に関する事。
危機管理防災課	(1) 防災会議及び本部に関する事。 (2) 災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）に基づく従事命令及び公用負担に関する事。 (3) 非常通信に関する事。 (4) 防災行政無線局の管理及び運用に関する事。 (5) 消防活動に必要な資材等に関する事。 (6) 指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「避難場所等」という。）の備蓄に関する事。 (7) 水防に関する事。 (8) 災害救助法（昭和22年法律第 118号）の適用の事務手続に関する事。
職員課	(1) 職員の動員に関する事。 (2) 各部間の応援の調整及び配備に関する事。
管財課	(1) 市有財産の被害の調査及び報告並びに管理に関する事。 (2) 電話交換に関する事。 (3) 庁内放送に関する事。 (4) 自動車の集中管理及び配車に関する事。 (5) 自動車の燃料の確保に関する事。 (6) 職員、被災者、物資等の輸送に関する事。 (7) 危機管理防災課に対する応援（本部の設置及び運営に関するものに限る。）に関する事。

(3) 財政部

課	分掌事務
---	------

財政課	(1) 緊急予算の編成等財政措置に関すること。 (2) 応急公用負担に基づく補償に関すること。 (3) 財政部が所管する避難場所等の避難者数及び避難者の名簿の取りまとめ及び報告に関すること。 (4) 部内各課の連絡調整に関すること。 (5) 他課に対する応援に関すること。
契約検査課	(1) 救援用資材物資の調達及び受払に関すること。 (2) 避難場所等の避難者等に対する食料品、生活必需品等の物資の発注に関すること。 (3) 他課に対する応援に関すること。
資産経営課	(1) 避難場所等（中央自動車学校、盛岡自動車学校及び岩手自動車学校に開設するものに限る。）の設置及び運営に関すること。 (2) 避難者の生活相談及び名簿の作成に関すること。 (3) 他課に対する応援に関すること。
市民税課	(1) 市税（固定資産税、特別土地保有税、都市計画税及び国民健康保険税を除く。）の減免に関すること。 (2) 支援物資の集積場所（県営体育館に開設するものに限る。）の設置及び運営に関すること。
資産税課	(1) 固定資産税、特別土地保有税及び都市計画税の減免に関すること。 (2) 危機管理防災課に対する応援（人的被害及び住宅等の被害の調査及び報告に関するものに限る。）に関すること。 (3) り災の証明（火災に係るものを除く。）に関すること。
納税課	(1) 市税（国民健康保険税を除く。）の徴収猶予に関すること。 (2) 避難場所等（盛岡競馬場に開設するものに限る。）の設置及び運営に関すること。 (3) 避難者の生活相談及び名簿の作成に関すること。 (4) 支援物資の集積場所（盛岡競馬場に開設するものに限る。）の設置及び運営に関すること。 (5) 飛行場外離着陸場（盛岡競馬場に開設するものに限る。）の設置及び運営に関すること。 (6) 自衛隊の集結場所（盛岡競馬場に開設するものに限る。）の設置及び連絡調整に関すること。 (7) 危機管理防災課に対する応援（災害に関する情報の収集及び伝達に関

	するものに限る。) に関すること。
--	-------------------

(4) 市民部

課	分掌事務
市民協働推進課	(1) 避難場所等（地区活動センター、岩手医大緑が丘グラウンド、地域交流活性化センター、盛岡八幡宮、宇津野公民館、東安庭公民館、門公民館及び道明自治公民館に開設するものに限る。）の設置及び運営に関すること。 (2) 避難者の生活相談及び名簿の作成に関すること。 (3) 町内会等に対する災害情報の提供及び依頼事項等の連絡調整に関すること。 (4) 避難者等の安否の問合せに関すること。 (5) 地区活動センター等の被害の調査及び報告に関すること。 (6) 部内各課の被害の調査の取りまとめ及び報告に関すること。 (7) 市民部が所管する避難場所等の避難者数及び避難者の名簿の取りまとめ及び報告に関すること。 (8) 部内各課の連絡調整に関すること。 (9) 他課に対する応援に関すること。
くらしの安全課	(1) 交通指導に関すること。 (2) 特定空き家等の被害の応急措置に関すること。 (3) 被災地等の防犯の意識啓発に関すること。 (4) 他課に対する応援に関すること。
市民登録課	(1) 戸籍法（昭和22年法律第 224号）及び住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による届出及び証明に関すること。 (2) 遺体の埋葬及び火葬の許可に関すること。 (3) 支所との連絡調整に関すること。 (4) 火葬場の被害の調査及び報告に関すること。 (5) 災害に伴う各種証明の総合窓口の開設に関すること。 (6) 危機管理防災課に対する応援（避難指示等の区域並びに警戒区域内の世帯数及び人数の把握に関するものに限る。）に関すること。 (7) 他課に対する応援に関すること。
健康保険課	(1) 国民健康保険税の減免に関すること。 (2) 国民健康保険税の徴収猶予に関すること。 (3) 支援物資の総括（集積場所の開設の指示、受入れ、払出し、供給計画

	等) に関すること。 (4) 調達物資の供給計画に関すること。 (5) 地域福祉課に対する応援に関すること（社会福祉協議会及び日本赤十字社岩手県支部との連絡調整に関することに限る。）。
医療助成年金課	(1) 各種医療費助成受給者への医療費貸付に関すること。 (2) 国民年金保険料の免除に関すること。 (3) 健康保険課に対する応援に関すること。（支援物資及び調達物資の供給計画に関することに限る。）
都南総合支所課	(1) 文書の收受及び発送に関すること。 (2) 市民相談の窓口に関すること。 (3) 町内会等（都南総合支所の所管区域に属するものに限る。）に対する災害情報の提供及び依頼事項等の連絡調整に関すること。 (4) 戸籍法及び住民基本台帳法の規定による届出及び証明に関すること。 (5) 遺体の埋葬及び火葬の許可に関すること。 (6) 出張所との連絡調整に関すること。 (7) 災害に伴う各種証明の総合窓口の開設に関すること。 (8) 危機管理防災課に対する応援（災害対策本部の移転又は現地災害対策本部の設置に関するものに限る。）に関すること。

(5) 交流推進部

文化国際課	(1) 避難場所等（国際交流センターに開設するものに限る。）の設置及び運営に関すること。 (2) 避難者の生活相談及び名簿の作成に関すること。 (3) 被災した外国人に対する支援に関すること。 (4) 文化施設の被害の調査及び報告に関すること。 (5) 部内各課の被害の調査の取りまとめ及び報告に関すること。 (6) 交流推進部が所管する避難場所等の避難者数及び避難者の名簿の取りまとめ及び報告に関すること。 (7) 部内各課の連絡調整に関すること。 (8) 他課に対する応援に関すること。
スポーツ推進課	(1) 所管するスポーツ施設の被害の調査及び報告に関すること。 (2) 災害応急活動に協力するスポーツ団体との連絡調整に関すること。 (3) スポーツ団体に対する連絡に関すること。 (4) 避難場所等（岩手大学理工学部グラウンド、つなぎ多目的運動場、総

	合アリーナ・総合プール、市立武道館、乙部運動広場、乙部体育館、洪民運動公園及び好摩体育館に開設するものに限る。)の設置及び運営に関すること。 (5) 支援物資の集積場所（都南体育館、総合アリーナ、洪民運動公園総合体育館及び県営体育館に開設するものに限る。）の設置及び運営に関すること。 (6) 飛行場外離着陸場（太田橋グラウンド、旧市営野球場及び洪民運動公園陸上競技場に開設するものに限る。）の設置及び運営に関すること。 (7) 遺体収容所の設置及び運営に関すること。 (8) 遺体収容所に収容された者の名簿の作成に関すること。 (9) 岩手県広域防災拠点施設（総合アリーナに開設するものに限る。）の利用に関すること。
観光課	(1) 観光施設の被害の調査及び報告に関すること。 (2) 避難者及び応援部隊の宿泊施設の確保、集結場所の設置の指導及び総括に関すること。

(6) 環境部

課	分掌事務
環境企画課	(1) 保護庭園等の被害の調査及び報告に関すること。 (2) 公害防止に関すること。 (3) 飲料水供給施設の被害調査並びに応急処置及び復旧対策に関すること。 (4) 部内各課の被害の調査の取りまとめ及び報告に関すること。 (5) 部内各課の連絡調整に関すること。 (6) 他課に対する応援に関すること。
廃棄物対策課	(1) 盛岡地区衛生処理組合、盛岡北部行政事務組合、岩手・玉山環境組合、盛岡・紫波地区環境施設組合及び盛岡広域環境組合の連絡調整に関すること。 (2) 被災地のし尿処理及び仮設便所等の設置に関すること。 (3) 災害廃棄物の処理等に関すること。 (4) 他課に対する応援に関すること。
資源循環推進課	(1) 清掃業務施設（クリーンセンターを除く。）及び衛生施設の被害の調査及び報告に関すること。 (2) 被災地の清掃に関すること。

	(3) 他課に対する応援に関すること。
クリーンセンター課	(1) クリーンセンターの被害の調査及び報告に関すること。 (2) 他課に対する応援に関すること。

(7) 保健福祉部

課	分掌事務
地域福祉課	(1) 災害救助法の規定による救助に要する費用の繰替支弁に関すること。 (2) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関すること。 (3) 社会福祉協議会及び日本赤十字社岩手県支部との連絡調整に関すること。 (4) 盛岡市災害ボランティアセンターの設置要請に関する連絡及び支援に関すること。 (5) 福祉避難所の設置及び運営の総括に関すること。 (6) 部内各課の被害の調査の取りまとめ及び報告に関すること。 (7) 部内各課の連絡調整に関すること。
障がい福祉課	(1) 身体障がい者及び知的障がい者の被災者の援護並びに被害の調査及び報告に関すること。 (2) 避難場所等（岩手マッサージセンターに開設するものに限る。）の設置及び運営に関すること。 (3) 避難者の生活相談及び名簿の作成に関すること。
長寿社会課	(1) 老人の被災者の援護並びに被害の調査及び報告に関すること。 (2) 老人の被災者の収容に関すること。 (3) 避難場所等（老人福祉センター、老人憩いの家、ケアガーデン高松公園、世代交流センター及び盛岡地域福祉センターに開設するものに限る。）の設置及び運営に関すること。 (4) 避難者の生活相談及び名簿の作成に関すること。 (5) 保健福祉部が所管する避難場所等の避難者数及び避難者の名簿の取りまとめ及び報告に関すること。
介護保険課	(1) 介護保険事業者の被害の調査及び報告に関すること。 (2) 介護保険料の減免に関すること。 (3) 介護保険料の徴収猶予に関すること。
生活福祉第一課	(1) 被災した生活保護世帯及び生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）の規定による支援を受けている者の援護並びに被害の調査及び報告

	に關すること。 (2) 行旅病人及び行旅死亡人の救護等に關すること。 (3) 避難場所等（ふれあいランド岩手に開設するものに限る。）の設置及び運営に關すること。 (4) 避難者の生活相談及び名簿の作成に關すること。 (5) 避難者の生活相談の総括に關すること。 (6) 応急仮設住宅の入居者の調査に關すること。
生活福祉第二課	(1) 被災した生活保護世帯の援護並びに被害の調査及び報告に關すること。 (2) 行旅病人及び行旅死亡人の救護等に關すること。 (3) 避難場所等（ふれあいランド岩手に開設するものに限る。）の設置及び運営に關すること。 (4) 避難者の生活相談及び名簿の作成に關すること。 (5) 避難者の生活相談の総括に關すること。 (6) 応急仮設住宅の入居者の調査に關すること。
企画総務課	(1) 医師及び看護師の要員の総合調整に關すること。 (2) 医師及び看護師の要員の受入れに關すること。 (3) 遺体の検案及び検視に關すること。 (4) 保健所内各課の連絡調整に關すること。 (5) 他課に対する応援に關すること。
健康増進課	(1) 応急救護に關すること。 (2) 避難者の健康指導及び健康管理に關すること。 (3) 避難者の健康指導及び健康管理の総括に關すること。
指導予防課	(1) 被災地等の防疫及び感染症の予防に關すること。 (2) 避難者の栄養指導に關すること。 (3) 医療施設の被害の調査及び報告に關すること。 (4) 医薬品の確保に關すること。
生活衛生課	(1) 被災地等の生活衛生指導に關すること。 (2) 避難者の食品衛生指導に關すること。 (3) 遺体の埋葬及び火葬の総括に關すること。 (4) 遺体の収容所の開設の指導及び総括に關すること。 (5) 遺体の名簿の取りまとめに關すること。 (6) 避難場所等における愛玩動物の取扱いに關すること。

	(7) 死亡獣畜の適正処理の指導に関すること。 (8) 特定動物の適正管理指導及び被災犬等の保護収容に関すること。 (9) 公衆浴場の被害の調査及び報告に関すること。
--	---

(8) 子ども未来部

課	分掌事務
子ども青少年課	(1) 避難場所等（児童館及び児童センターに開設するものに限る。）の設置及び運営に関すること。 (2) 部内各課の被害の調査の取りまとめ及び報告に関すること。 (3) 部内各課の連絡調整に関すること。
子育てあんしん課	(1) 子ども未来部が所管する避難場所等の避難者数及び避難者の名簿の取りまとめ及び報告に関すること。 (2) 避難者の生活相談及び名簿の作成に関すること。 (3) 他課に対する応援に関すること。
母子健康課	(1) 避難者の健康指導及び健康管理に関すること。 (2) 他課に対する応援に関すること。
こども家庭センター	(1) 要保護児童等の被災者の援護並びに被害の調査及び報告に関すること。 (2) 他課に対する応援に関すること。

(9) 商工労働部

課	分掌事務
経済企画課	(1) 商業関係の被害の調査及び報告に関すること。 (2) 商業団体等との連絡調整に関すること。 (3) 労働力確保に係る連絡調整に関すること。 (4) 避難場所等（盛岡市勤労福祉会館に開設するものに限る。）の設置及び運営に関すること。 (5) 避難者の生活相談及び名簿の作成に関すること。 (6) ボランティアの受入場所（盛岡市勤労福祉会館及びサンライフ盛岡に開設するものに限る。）の設置及び運営に関すること。 (7) 部内各課の被害の調査の取りまとめ及び報告に関すること。 (8) 商工労働部が所管する避難場所等の避難者数及び避難者の名簿の取りまとめ及び報告に関すること。 (9) 部内各課の連絡調整に関すること。
ものづくり推進課	(1) 工業関係の被害の調査及び報告に関すること。

	(2) 工業団体等との連絡調整に関する事。 (3) 商工業関係者への融資に関する事。 (4) 避難場所等（盛岡地域地場産業振興センター及び岩手県工業技術センターに開設するものに限る。）の設置及び運営に関する事。 (5) 避難者の生活相談及び名簿の作成に関する事。
--	--

(10) 農林部

課	分掌事務
農政課	(1) 農水産関係の被害の調査及び報告に関する事。 (2) 病虫害の駆除に関する事。 (3) 被害地等における家畜の防疫に関する事。 (4) 家畜の輸送に関する事。 (5) 被災農家の援助に関する事。 (6) 応急米に関する事。 (7) 農地及び農業用施設の復旧に関する事。 (8) 避難者の生活相談及び名簿の作成に関する事。 (9) 飲雑用水供給施設の被害調査並びに応急処置及び復旧対策に関する事。 (10) 避難場所等（乙部農業構造改善センターに開設するものに限る。）の設置及び運営に関する事。 (11) 部内各課の被害の調査の取りまとめ及び報告に関する事。 (12) 農林部が所管する避難場所等の避難者数及び避難者の名簿の取りまとめ及び報告に関する事。 (13) 部内各課の連絡調整に関する事。
林政課	(1) 林業関係の被害の調査及び報告に関する事。 (2) 被害林家の援助に関する事。 (3) 林道の復旧に関する事。 (4) 他課に対する応援に関する事。
業務課	(1) 農産物及び水産物の調達に係る連絡調整に関する事。 (2) 他課に対する応援に関する事。
農業委員課	(1) 避難場所等（盛岡第四高等学校及び盛岡南高等学校に開設するものに限る。）の設置及び運営に関する事。 (2) 避難者の生活相談及び名簿の作成に関する事。

	(3) 応援部隊の集結場所（盛岡第四高等学校、盛岡南高等学校及び盛岡聴覚支援学校に開設するものに限る。）の設置及び連絡調整に関すること。 (4) 他課に対する応援に関すること。
--	--

(11) 建設部

課	分掌事務
道路管理課	(1) 道路及び橋りょうの被害の調査及び報告に関すること。 (2) 交通途絶箇所及び交通う回路線の公示に関すること。 (3) 道路及び橋りょうの被害防止並びに道路区域の地すべり並びに道路及び橋りょうの決壊等の応急措置及び復旧に関すること。 (4) 道路及び橋りょうに係る障害物の除去に関すること。 (5) 部内各課の被害の調査の取りまとめ及び報告に関すること。 (6) 部内各課の連絡調整に関すること。
交通政策課	(1) 輸送機関との連絡調整に関すること。 (2) 飛行場外離着陸場（他の所管に属するものを除く。）の設置及び運営に関すること。 (3) 帰宅困難者に対する交通機関についての情報の周知等に関すること。 (4) 他課に対する応援に関すること。
道路建設課	(1) 経済企画課に対する応援（ボランティアの受入場所の開設及び運営に関すること。）に関すること。 (2) 道路工事現場の被害の調査及び報告に関すること。 (3) 他課に対する応援に関すること。
河川課	(1) 管理河川の被害の調査及び報告に関すること。 (2) 管理河川の被害の応急措置及び復旧に関すること。 (3) 河川の障害物の除去に関すること。 (4) 土砂災害の被害の調査及び報告に関すること。 (5) 土砂災害の被害の応急措置及び復旧に関すること。
用地課	(1) 災害復旧に必要な用地の確保に関すること。 (2) 応急仮設住宅の用地の確保に関すること。 (3) 他課に対する応援に関すること。
建築住宅課	(1) 市有建築物の応急修理の設計及び施工の監督に関すること。 (2) 応急仮設住宅の設置（民間賃貸住宅借上げによるものを含む。）に関すること。

	(3) 市営住宅等の被害の調査及び報告に関すること。 (4) 市営住宅等の被害の応急措置及び復旧に関すること。 (5) 他課に対する応援に関すること。
--	---

(12) 都市整備部

課	分掌事務
都市計画課	(1) 都市計画施設（他の所管に属するものを除く。）の被害の調査及び報告に関すること。 (2) マリオス立体駐車場、盛岡駅西口地区駐車場の被害の調査及び報告に関すること。 (3) 危険宅地の災害の防止、応急措置及び復旧の指導に関すること。 (4) 被災宅地の危険度判定に関すること。 (5) 被災宅地危険度判定士の受入場所の開設の指導及び総括に関すること。 (6) 被災宅地危険度判定士の派遣要請に関すること。 (7) 部内各課の被害の調査の取りまとめ及び報告に関すること。 (8) 都市整備部が所管する避難場所等の避難者数及び避難者の名簿の取りまとめ及び報告に関すること。 (9) 被災宅地の堆積土砂の撤去に関すること。 (10) 部内各課の連絡調整に関すること。 (11) 他課に対する応援に関すること。
景観政策課	(1) 景観重要建造物、景観重要樹木等及び歴史的風致形成建造物の被害の調査及び報告に関すること。 (2) 屋外広告物の被害の調査及び報告に関すること。 (3) 他課に対する応援に関すること。
公園みどり課	(1) 公園施設の被害の調査及び報告に関すること。 (2) 公園施設の被害の応急措置及び復旧に関すること。 (3) 避難場所等（盛岡城跡公園、高松公園、東黒石野公園、松園中央公園、緑の里近隣公園、前九年公園、月が丘児童公園、盛南公園、中央公園、津志田近隣公園、都南中央公園、下鹿妻北近隣公園、ぼちかち飯岡公園、盛岡南公園、盛岡南地区公園、湯沢中央公園及び盛岡市動物公園に開設するものに限る。）の設置及び運営に関すること。 (4) 避難者の生活相談及び名簿の作成に関すること。 (5) 飛行場外離着陸場（中央公園、盛岡南公園及び高松公園に開設するも

	のに限る。)の設置及び運営に関すること。
建築指導課	(1) 建築物の被害の調査及び報告に関すること。 (2) 仮設建築物の建築の相談、助言等に関すること。 (3) 建築基準法(昭和25年法律第201号)に規定する被災市街地における建築制限に関すること。 (4) 被災建築物の応急危険度の判定に関すること。 (5) 被災建築物応急危険度判定士の受入場所の開設の指導及び総括に関すること。 (6) 被災建築物応急危険度判定士の派遣要請に関すること。 (7) 被災した住宅の応急修理に関すること。
盛岡南整備課	(1) 土地区画整理事業(都南中央第三地区及び道明地区に係るものに限る。次号において同じ。)の施行地区内の被害の調査及び報告に関すること。 (2) 土地区画整理事業の施行地区内の公共施設の被害の応急措置及び復旧に関すること。 (3) 避難場所等(盛岡スコーレ高等学校、盛岡峰南高等支援学校及び盛岡工業高等学校に開設するものに限る。)の設置及び運営に関すること。 (4) 避難者の生活相談及び名簿の作成に関すること。 (5) 復旧資機材の集結場所(盛岡工業高等学校に開設するものに限る。)の設置及び管理に関すること。 (6) 支援物資の集積場所(盛岡工業高等学校に開設するものに限る。)の設置及び運営に関すること。 (7) 他課に対する応援に関すること。
市街地整備課	(1) 土地区画整理事業(太田地区に係るものに限る。次号において同じ。)の施行地区内及び市街地再開発事業区域内の被害の調査及び報告に関すること。 (2) 土地区画整理事業及び市街地再開発事業区域内の公共施設の被害の応急措置及び復旧に関すること。 (3) 避難場所等(県営運動公園、マリオス及び盛岡商業高等学校に開設するものに限る。)の設置及び運営に関すること。 (4) 避難者の生活相談及び名簿の作成に関すること。 (5) 飛行場外離着陸場(県営運動公園陸上競技場に開設するものに限る。)の設置及び運営に関すること。 (6) 自衛隊の集結場所(県営運動公園陸上競技場に開設するものに限る。

	の設置及び連絡調整に関すること。 (7) 復旧資機材の集結場所（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構東北農業研究センターに開設するものに限る。）の設置及び管理に関すること。 (8) 支援物資の集積場所（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構東北農業研究センターに開設するものに限る。）の設置及び運営に関すること。 (9) 危機管理防災課に対する応援（災害救助法の適用の事務手続に関することに限る。）に関すること。 (10) 他課に対する応援に関すること。
--	---

(13) 玉山総合事務所部

課	分掌事務（玉山地域に係る事務に限る。）
総務課	(1) 文書の收受及び発送に関すること。 (2) 避難指示等に係る誘導及び確認に関すること。 (3) 防災行政無線による広報に関すること。 (4) 防災関係機関との連絡調整に関すること。 (5) 消防団に関すること。 (6) 町内会等に対する災害情報の提供及び依頼事項等の連絡調整に関すること。 (7) 避難場所等（玉山総合福祉センター、コミュニティセンター及び日戸キャンプ場に開設するものに限る。）の設置及び運営に関すること。 (8) 避難者の生活相談及び名簿の作成に関すること。 (9) 危機管理防災課に対する応援（災害対策本部の移転又は現地災害対策本部の設置に関するものに限る。）に関すること。 (10) 玉山総合事務所部が所管する避難場所等の避難者数及び避難者の名簿の取りまとめ及び報告に関すること。 (11) 部内各課の連絡調整に関すること。
税務住民課	(1) 市民相談の窓口に関すること。 (2) 災害に伴う各種証明の総合窓口の開設に関すること。 (3) 出張所との連絡調整に関すること。 (4) 交通指導に関すること。 (5) 戸籍法及び住民基本台帳法の規定による届出及び証明に関すること。 (6) 遺体の埋葬及び火葬の許可に関すること。

	(7) 飲料水供給施設の被害調査並びに応急処置及び復旧対策に関すること。 (8) 被災地の清掃に関すること。 (9) 他課に対する応援に関すること。
健康福祉課	(1) 被災者の収容及び援護に関すること。 (2) 応急救護に関すること。 (3) 被災者の被害の調査及び報告に関すること。 (4) 支援物資及び調達物資の供給に関すること。 (5) 避難場所等（介護予防センター及び玉山地域内の保育所に開設するものに限る。）の設置及び運営に関すること。 (6) 避難者の生活相談及び名簿の作成に関すること。 (7) 保健衛生及び福祉対策に関すること。 (8) 支援物資の集積場所（玉山総合福祉センターに開設するものに限る。）の設置及び運営に関すること。 (9) 他課に対する応援に関すること。
産業振興課	(1) 避難場所等（浜民勤労者研修センター、盛岡商工会議所玉山支所、姫神地区振興センター、玉山健康増進センター、町村活性化センター、岩洞活性化センター及びユートランド姫神に開設するものに限る。）の設置及び運営に関すること。 (2) 避難者の生活相談及び名簿の作成に関すること。 (3) 農林水産関係の被害の調査及び報告に関すること。 (4) 病虫害の防除に関すること。 (5) 家畜の防疫に関すること。 (6) 被災農家の援助に関すること。 (7) 商工業関係の被害の調査及び報告に関すること。 (8) 商工業関係者への融資に関すること。 (9) 観光施設の被害の調査及び報告に関すること。 (10) 災害広報に関すること。 (11) 災害写真の撮影記録に関すること。
建設課	(1) 道路及び橋りょうの被害の調査及び報告に関すること。 (2) 道路及び橋りょうの応急措置及び復旧に関すること。 (3) 交通途絶箇所及びう回路線の公示に関すること。 (4) 道路、橋りょう及び河川に係る障害物の除去に関すること。

	(5) 応急仮設住宅の設置に関する事。 (6) 危険宅地の災害の防止、応急措置及び復旧の指導に関する事。 (7) 管理河川及び砂防施設の被害の調査及び報告に関する事。 (8) 管理河川の被害の応急措置及び復旧に関する事。 (9) 土砂災害の被害の調査及び報告に関する事。 (10) 土砂災害の被害の応急措置及び復旧に関する事。 (11) 職員、被災者、物資等の輸送に関する事。
--	--

(14) 出納部

課	分掌事務
会計課	(1) 災害義援金の出納及び保管に関する事。 (2) 義援金の受付についての情報の周知に関する事。 (3) 義援金の配分に関する事(義援金配分委員会に関する事を含む。)。

(15) 上下水道部

課	分掌事務
総務課	(1) 上下水道局庁舎及び車庫の被害の調査及び報告に関する事。 (2) 部内活動の記録及び報告に関する事。 (3) 上下水道に係る関係機関との連絡調整に関する事。 (4) 部内各課の被害の調査の取りまとめ及び報告に関する事。 (5) 部内各課の連絡調整に関する事。
経営企画課	(1) 水道及び下水道の使用に係る広報に関する事。 (2) 被災者の水道料金、下水道使用料等の減免に関する事。 (3) 他課に対する応援に関する事。
給排水課	(1) 水道水の応急給水に関する事。 (2) 他課に対する応援に関する事。
水道建設課	(1) 水道工事現場の被害の調査及び報告に関する事。 (2) 水道工事現場の被害の応急措置及び復旧に関する事。 (3) 他課に対する応援に関する事。
水道維持課	(1) 水道管路の被害の調査及び報告に関する事。 (2) 水道管路の被害の応急措置及び復旧に関する事。 (3) 水道施設の応急措置及び復旧に係る資材の確保及びあつせんに関する事。
浄水課	(1) 取水施設、浄水施設及び配水施設の被害の調査及び報告に関する事。

	(2) 取水施設、浄水施設及び配水施設の被害の応急措置及び復旧に関する こと。 (3) 水質管理センターの被害の調査及び報告に関すること。 (4) 水道水の水質検査に関すること。 (5) 他課に対する応援に関すること。
下水道整備課	(1) 下水道工事現場の被害の調査及び報告に関すること。 (2) 下水道工事現場の被害の応急措置及び復旧に関すること。 (3) 他課に対する応援に関すること。
下水道施設管理課	(1) 下水道施設（玉山地域に存するものを除く。）の被害の調査及び報告 に関すること。 (2) 下水道施設（玉山地域に存するものを除く。）の被害の応急措置及び 復旧に関すること。
玉山事務所課	(1) 下水道施設（玉山地域に存するものに限る。）の被害の調査及び報告 に関すること。 (2) 下水道施設（玉山地域に存するものに限る。）の被害の応急措置及び 復旧に関すること。 (3) 他課に対する応援に関すること。

(16) 医療部

課	分掌事務
総務課	(1) 市立病院の被害の調査及び報告に関すること。 (2) 医療班及び救護班の編成に関すること。 (3) 部内の連絡調整に関すること。
医事課	(1) 患者の被害状況の調査に関すること。 (2) 他課に対する応援に関すること。

(17) 教育部

課	分掌事務
総務課	(1) 学校施設の被害の調査及び報告に関すること。 (2) 教育に係る災害対策予算に関すること。 (3) 教材及び教育施設の被害の復旧に必要な資材の調達に関すること。 (4) 避難場所等（盛岡市立の小学校、中学校、高等学校及び幼稚園（学校 の用途を廃止した土地及び建物であって、教育委員会において管理する ものを含む。）に開設するものに限る。）の設置及び運営に関すること。 (5) 避難者の生活相談及び名簿の作成に関すること。

	(6) 飛行場外離着陸場（乙部中学校、巻堀中学校及び玉山小学校に開設するものに限る。）の設置及び運営に関する事。 (7) 部内活動の記録及び報告に関する事。 (8) 部内各課の被害の調査の取りまとめ及び報告に関する事。 (9) 教育部が所管する避難場所等の避難者数及び避難者の名簿の取りまとめ及び報告に関する事。 (10) 部内各課の連絡調整に関する事。
学務教職員課	(1) 学校に対する連絡及び指示に関する事。 (2) 幼稚園児、児童及び生徒並びに教員の被害の調査及び報告に関する事。 (3) 幼稚園児、児童及び生徒の避難救助に関する事。 (4) 学校給食の応急対策に関する事。 (5) ボランティアの学生及び生徒に対する連絡に関する事。 (6) 避難場所等（岩手女子高等学校、盛岡白百合学園高等学校（小学校及び中学校を含む。）に開設するものに限る。）の設置及び運営に関する事。 (7) 避難者の生活相談及び名簿の作成に関する事。
学校教育課	(1) 応急の教育に関する事。 (2) 幼児、児童及び生徒の保健に関する事。 (3) 他課に対する応援に関する事。
生涯学習課	(1) 社会教育施設の被害の調査及び報告に関する事。 (2) 災害応急活動に協力する社会教育団体との連絡調整に関する事。 (3) 社会教育団体に対する連絡に関する事。 (4) 避難場所等（中央公民館、上田公民館、西部公民館、見前地区公民館、都南公民館、見前南地区公民館、飯岡地区公民館、岩手大学附属小学校、岩手大学附属中学校、河南公民館、岩手大学附属特別支援学校、乙部地区公民館、好摩地区公民館、渋民公民館、玉山地区公民館及び蕨川地区公民館に開設するものに限る。）の設置及び運営に関する事。 (5) 避難者の生活相談及び名簿の作成に関する事。 (6) ボランティアの受入場所（中央公民館及び河南公民館に開設するものに限る。）の設置及び運営に関する事。 (7) 応急危険度判定士の受入場所（河南公民館に開設するものに限る。）の設置及び運営に関する事。

	(8) 飛行場外離着陸場（渋民文化会館駐車場に開設するものに限る。）の設置及び運営に関する事。 (9) 支援物資の集積場所（渋民公民館に開設するものに限る。）の設置及び運営に関する事。
歴史文化課	(1) 文化財施設及び文化財の被害の調査及び報告に関する事。 (2) 避難場所等（杜陵高等学校、盛岡第三高等学校及び杜陵学園に開設するものに限る。）の設置及び運営に関する事。 (3) 避難者の生活相談及び名簿の作成に関する事。 (4) 他課に対する応援に関する事。

(18) 応援部

課	分掌事務
議事総務課	(1) 避難場所等（盛岡第一高等学校に開設するものに限る。）の設置及び運営に関する事。 (2) 応援部隊の集結場所（岩手高等学校及び盛岡第一高等学校に開設するものに限る。）の設置及び連絡調整に関する事。 (3) 議会及び議員の連絡調整に関する事。 (4) 他課に対する応援に関する事。
選挙管理委員課	(1) 応援部隊の集結場所（盛岡第二高等学校に開設するものに限る。）の設置及び連絡調整に関する事。 (2) 他課に対する応援に関する事。
監査課	(1) 応援部隊の集結場所（盛岡大学附属高等学校に開設するものに限る。）の設置及び連絡調整に関する事。 (2) 職員課との連絡調整に関する事。 (3) 部内各課の連絡調整に関する事。